

【件名】

特別区区民葬儀における助成制度の創設について

【要旨】

特別区は、令和8年度から当面の間、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場を利用した区民を対象とする、23区共通の助成制度を創設する。

1 特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）とは

区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀である。終戦後、都民の低所得者に対し低廉な価格により葬儀が行えるよう「都民葬儀」として運営が始まり、現在は「区民葬儀」として、民間の葬儀・搬送・火葬運営事業者の協力により行われている。

区民葬儀券は、区役所、各地域事務所で発行し、利用者は区民葬儀券（祭壇券、霊柩車券、火葬券（遺骨収集容器を含む）の3区分）の区分ごとに必要とするものを選び、組み合わせる利用することができる。

なお、区民葬儀券は、区民葬儀取扱業者以外は取り扱うことができない。

2 区民葬儀の利用状況

	令和5年度	6年度	7年度（※）
死亡者数	2,797	3,068	1,406
区民葬儀券発行件数	469	503	242
火葬券利用件数	349	374	150

出典：中野区統計書等から独自集計

（※）令和7年4月から9月末まで

3 助成制度創設の理由

区民葬儀取扱業者のうち、火葬券の利用先である、特別区内で6か所の火葬場を運営する東京博善株式会社が、令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を公表した。

また、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から、総合的に判断した。

4 助成期間

令和8年度から当面の間（3年間）

5 助成内容

区民葬儀の祭壇券などを利用し、かつ特別区が指定する民営火葬場（区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民営火葬場）を利用した区民に対し、利用者の負担が従来の区民葬儀と同程度となり区民生活の影響を最小限とするよう、助成を行う。